

宮城県電気機械器具製造業最低工賃専門部会の第2回審議結果(令和4年2月2日)

品目	工程・規格	単位	H23.6.9 改正	H27.4.30 改正	H30.5.2 改正	工賃	提示額			
							家内労働者	根拠	委託者	根拠
シールド線	1 端末加工	金額 (1か所につき)	1円52銭	1円55銭	1円64銭	1	+ 17銭 1円81銭 (10.37%)	宮城県最低賃金の 引き上げ率 10.49%だが、 委託者側に歩み寄り 10.00%に引下げ、 端数は切り上げた。	+ 11銭 1円75銭 (6.71%)	家内労働者側の主張を受け4年分の引上げを考慮、 前回(H30.5.2)の最低工賃の引上率A(5.81%~8.82%) を前回の宮城県最低賃金の引上率B(8.73%)で割り、最賃に対する引上率の割合C(%とし小数点を四捨五入)を算出。 (A/B C) それに今回の宮城県最低賃金の引上率10.49%を掛け、今回の引上率(小数点第3位を四捨五入)を算出。 (C×10.49 今回の引上率)
		引上率	1.33	1.97	5.81					
	2 チューブ挿入	金額 (1か所につき)	1円61銭	1円65銭	1円75銭	2	+ 18銭 1円93銭 (10.29%)		+ 12銭 1円87銭 (6.86%)	
		引上率	1.26	2.48	6.06					
コネクタ 差し	3 シールド線	金額 (1ピンにつき)	44銭	45銭	48銭	3	+ 5銭 53銭 (10.42%)	+ 3銭 51銭 (6.25%)		
		引上率	2.33	2.27	6.67					
	4 リード線	金額 (1ピンにつき)	33銭	34銭	37銭	4	+ 4銭 41銭 (10.81%)	+ 3銭 40銭 (8.11%)		
		引上率	3.13	3.03	8.82					
宮城県最低賃金		金額	674円	710円	772円	853円				
		引上率	3.22	5.34	8.73	10.49				